

特定非営利活動法人後見ネットかがわ

総務・広報委員会設置規程

(目的)

第1条 特定非営利活動法人後見ネットかがわ（以下、「法人」という）は、法人の総務に関すること及び定款第4条（1）に規定する事業に必要な事項を定めることを目的とする。

(総務・広報委員会)

第2条 法人は、以下の事項を実施するため、総務・広報委員会を設置する。

- (1) 法人の定款、各種規程についての協議
- (2) 法人及び実施事業の広報に関すること
- (3) 法人が実施する後見等業務の監督に関すること
- (4) 成年後見制度等権利擁護の普及啓発のための事業
- (5) その他必要とする事業

(総務・広報委員会の構成)

第3条 総務・広報委員は、法人の理事及び会員から理事長が委嘱する。

- 2 総務・広報委員は10人以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし再任は妨げない。

(総務・広報委員会の運営)

第4条 総務・広報委員会に委員長と副委員長を各1名置く。

- 2 委員長、副委員長は、総務・広報委員会委員の互選とする。
- 3 委員長は、総務・広報委員会を代表するとともに、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 総務・広報委員会は、委員長が招集する。
- 6 総務・広報委員会は、委員総数の過半数の者が出席しなければ、その議事を開くことができない。
- 7 総務・広報委員会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(個人情報保護)

第5条 委員会業務に関わるものは、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会において別に定める。

附 則

この規程は、平成25年3月4日から施行する。